

議案第16号

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。